



埼玉県報

第385号
令和5年(2023年)
2月7日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし (文化資源課)

条例

- 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (文化資源課)

告示

- (仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧 (環境政策課)
- 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧 (環境政策課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 荒川中部土地改良区の役員退任届 (大里農林振興センター)
- 保安林の指定予定 (森づくり課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始 (行田県土整備事務所)

本号で公布された条例のあらまし

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第一号）（文化資源課）

一 趣旨

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

博物館法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整

備

- (一) 旅館業法施行条例（昭和三十二年埼玉県条例第十四号）
- (二) 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）
- (三) 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）
- (四) 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十七号）
- (五) 埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十六号）
- (六) 埼玉県立自然と川の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十三号）

三 施行期日

令和五年四月一日

条 例

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（旅館業法施行条例等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

一 旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）第一条の二第二号

二 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）第八号第一号

八条第一号

三 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第十六条第一

項第五号

（埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

一 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十七

号）第一条

二 埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十六号）第一

条

（埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正）

第三条 埼玉県立自然と川の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十三号）の

一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、石坂産業株式会社から深谷市の区域内において行われる（仮称）石坂産業株式会社新規プラント建設事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

深谷市、熊谷市、嵐山町、寄居町、小川町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

嵐山町環境課

寄居町生活環境エコタウン課

小川町環境農林課

ロ 期間

令和五年二月七日（火）から令和五年三月七日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

告 示

埼玉県告示第百二二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われた新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所

新座市都市計画課

所沢市マチごとエコタウン推進課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市都市計画課

二 縦覧の期間

令和五年二月七日（火）から令和五年三月七日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス七本本店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百六十九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルの取組に関する事項について

① 廃棄物処理等に関して、「容器リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」に加え、「プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）」の趣旨を踏まえた取組に配慮すること。

② 廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、運搬について一般廃棄物は「町」の収集・運搬許可業者に、産業廃棄物は「県」の収集・運搬許可業者に委託のうえ、適正に処理すること。

(2) 騒音問題への対応策について

荷さばき車両等の騒音については、周辺住民等への影響に配慮すること。特に、早朝や夜間等については、基準値内の騒音レベルであっても苦情の原因となることが懸念されるので、周辺住民等の理解を得るなど、地域との良好な関係構築に努めること。

(3) 交通安全への対応策について

前面道路（町道二百三三号）については、小中学校の通学路ともなっているので、出入りする車両等に対して、安全確認の注意喚起対策を図ること。

二 縦覧期間

令和五年二月七日から令和五年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

告 示

埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字北稻塚千八百四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 現在の店舗への主たる出入口（国道十七号「神保原（南）」交差点↓町道千五百二十五号線↓町道千十七号線↓出入口七及び八）への進入形状が大きく変わるので、特に（新設の県道予定）神保原線の新たな進入路部分において、交通安全及び円滑な交通確保について適切な対策を行うこと。

(2) 町道千五百九号線と接道する新設の入口十、出口十一の開口部に既設の側溝については、重耐用側溝（ボルト固定式）への布設替を行うこと。なお、こちらは道路法第二十四条道路施工承認が必要となるので、申請にあたっては、道路整備課と協議及び調整を行うこと。

二 縦覧期間

令和五年二月七日から令和五年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

告 示

埼玉県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	花輪 利一郎	埼玉県大里郡寄居町大字金尾五百七十五番地

告示

埼玉県告示第百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字生川八五二番、八五一三番、八五一六番から八五二六番まで、八五三七番、八五三八番一、八五三八番四、八五三九番から八五四二番まで、八五四五番、八五四六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字生川八五二番・八五一三番・八五一七番から八五二六番まで・八五三八番一・八五四〇番・八五四六番（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第百七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（時空間変位確定測量）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年二月一日から終了の通知まで

告 示

埼玉県告示第百八号

測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

ふじみ野市内

四 作業期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第百九号

測量計画機関である東京都から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東京都

二 作業種類

公共測量（数値撮影、修正数値図化）

三 作業地域

東京都（二十三区部、多摩部全域）、埼玉県（秩父市、飯能市、入間市、所沢市、三芳町、新座市、志木市、朝霞市、和光市、戸田市、蕨市、川口市、草加市、八潮市及び三郷市の都県境周辺部）、千葉県（松戸市、市川市及び浦安市の都県境周辺部）、神奈川県（川崎市、横浜市、相模原市の都県境周辺部）、山梨県（上野原市、小菅村、丹波山村の都県境周辺部）

四 作業期間

令和五年一月二十三日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鳩山町

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

鳩山町全域

四 作業期間

令和五年一月十日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十一号

令和四年埼玉県告示第五十五号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十八日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百十二号

令和四年埼玉県告示第千三号で公示した公共測量は、令和四年十一月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
皆野字駒形二一七一番七地先まで	秩父郡皆野町大字皆野字栗谷瀬二 一五七番一地先から同郡同町大字	区 間
一〇・四五〓一四・二〇	一〇・六九〓一四・三一	敷地の幅員 (メートル)
二一七・六五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	羽生外野栗橋線
供用開始の区間	加須市大越字八丁目八三五番三地先から 同市大越字八丁目八三五番三地先まで
供用開始の期日	令和五年二月七日
備考	令和四年九月九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二五・〇〇メートル